様式第１号

年　　月　　日

新納忠元公生誕500年記念団体提案事業実施申請書

伊佐市長　様

|  |
| --- |
| 【申請者】 |
| 　　　　住　所  |  |
| 団体名  |  |
| 　　　　代表者  |  |
| 　　　　連絡先  | TEL： |

　下記事業の新納忠元公生誕500年記念団体提案事業を申請します。

　なお、実施に当たっては、同要綱及び各種関係法令等を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ※冒頭に「新納忠元公生誕500年記念」を入れること |
| 実施団体□にチェックを入れてください。（全て満たすこと） | □　提案する内容を確実に実施する能力や資格を有する□　国税及び地方税の滞納はない□　破産手続開始の決定を受けていない、もしくは決定後の復権を得ている□　政治活動または宗教活動を主たる目的としていない□　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に該当しない |
| 補助対象事業□にチェックを入れてください。（全て満たすこと） | □　記念事業としてふさわしく、自ら主体的に実施する事業□　新納忠元公に関する功績等の周知や関連する歴史の継承など、市民の気運醸成が図られるもの、もしくは市外住民へ広く伝え集客を図られる事業□　独自性があり、自らが確実に実施可能なもの事業□　橋本市の魅力を市内外に発信する事業□　原則として記念事業実施期間中及び後年度に本市に新たな財政負担が生じない事業 |
| 補助金交付申請額 | 円（1,000円未満の端数は切り捨て） |
| 添付書類□にチェックを入れてください。 | □　事業計画書（様式第２号）□　収支予算書（様式第３号）□　団体概要書（様式第４号）□　実施団体の会員名簿（様式第５号）□　その他市長が必要と認める書類 |
| 備　考 | 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象となりません。(1) 政治的、宗教的及び思想的活動を目的とする事業(2) 法令、条例等に違反する事業及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業(3) この補助金を除き、国、県、市等から補助等を受けている事業(4) 事業のすべてを民間事業者等に委託する事業 |

様式第２号

事 業 計 画 書

団体等の名称：

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 | ※冒頭に「新納忠元公生誕500年記念」を入れること |
| 実施時期 |  |
| 事業の目的 |  |
| 対象者・参加者（概算の人数も記載） |  |
| 事業内容（どこで何をどのように実施するのか、周知方法、スケジュールなどを具体的に記入してください。別紙の添付可） |  |

様式第３号

収 支 予 算 書

　　　　　　　　　 団体等の名称：

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 収　入 | 区　　分 | 内　　訳 | 金　額 |
| 補助金 | 新納忠元公生誕500年記念団体提案事業補助金 | A　　　　　　円 |
| 参加費・入場料 |  |  |
| 協賛金 |  |  |
| 主催者負担 |  |  |
|  |  |  |
| 収　入　総　合　計 | B　　　　　　円 |
| 補助対象経　費支　出 | 区　　分 | 内　　訳 | 金　　額 |
| 賃金 |  |  |
| 報償費 |  |  |
| 旅費 |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |
| 消耗品費 |  |  |
| 委託費 |  |  |
| 役務費 |  |  |
| 使用料賃借料 |  |  |
| 原材料費 |  |  |
| その他経費 |  |  |
| 補　助　対　象　経　費　合　計 | C　　　　　　円 |
| 補助対象外経　費支　出 | 区　　分 | 内　　訳 | 金　額 |
|  |  |  |
| 補　助　対　象　外　経　費　合　計 | D　　　　　　円 |
| 支　　出 | 総　　　合　　　計（C＋D） | E　　　　　　円 |

※A 1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた金額又は50万円（補助上限額）のいずれか低い金額になること。

※B（収入総合計）＝E（支出総合計）になること。

様式第４号

団体概要書

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな団体名 |  |
| ふりがな代表者氏名 |  |
| 団体構成員数 |  |
| 設立目的 |  |
| 主な活動場所 |  |
| 会　　費 | □なし　　　　　　□あり（　　　　　　　　　） |
| 入会資格 |  |
| これまでの主な活動実績 |  |

様式第５号

申請団体の会員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名　 | 住　　所 | 役職又は役割 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |